

小玉塾・記述式 de 必勝講座ガイドテキスト
(2015年7月19日)

不動産登記法(小玉塾・書式集)サンプルテキスト

<重要度★>

Q20 甲土地には，甲区 2 番でA及びBを共有者とする旨の登記（A持分は 5 分の 2，B持分は 5 分の 3）がされている。さらに，甲区 3 番でAを権利者，Bを義務者とし，B持分 5 分の 3 をAに移転する旨の持分移転の登記がなされている。平成 28 年 7 月 2 日，AはCに対し，甲区 2 番で登記された甲土地の持分 5 分の 2 のみを適法に売却した。

A20

登記の目的	所有権一部（順位 2 番で登記した持分）移転
登記原因及びその日付	平成 28 年 7 月 2 日売買
登 記 事 項	なし
申請人の氏名又は名称	権利者 持分 5 分の 2C 義務者 A
登録免許税	移転した持分の価額の 1000 分の 20

<重要度★>

Q21 甲土地には、甲区 2 番でA及びBを共有者とする旨の登記（A持分は 5 分の 2，B持分は 5 分の 3）がされている。そして、甲区 3 番でAを権利者、Bを義務者とし、B持分 5 分の 3 をAに移転する旨の持分移転の登記がされている。さらに、甲区 4 番でAからCへの相続による所有権移転の登記がされている。また、乙区 1 番には、甲区 2 番のA持分を目的として抵当権設定の登記がされている。

この場合において、平成 28 年 7 月 2 日、CはDに対し、1 番抵当権の目的とされていない持分のみを適法に売却した。

A21

登記の目的	所有権一部（順位 3 番から移転した持分）移転
登記原因及びその日付	平成 28 年 7 月 2 日売買
登 記 事 項	なし
申請人の氏名又は名称	権利者 持分 5 分の 3D 義務者 C
登録免許税	移転した持分の価額の 1000 分の 20

(甲区)

- 2 目的 (省略)
原因 平成 12 年 1 月 5 日売買
共有者 持分 5 分の 2 A
 5 分の 3 B
- 3 目的 B持分全部移転
原因 平成 15 年 1 月 5 日売買
所有者 持分 5 分の 3 A
- 4 目的 所有権移転
原因 平成 17 年 1 月 5 日相続
所有者 C

(乙区)

- 1 A持分抵当権設定
原因 平成 12 年 1 月 5 日金銭消費貸借同日設定
(以下省略)

※ 本問は、甲区 4 番のうち、抵当権の目的とされていない部分のみを移転する登記について聞かれている。

この場合、甲区 4 番の登記記録だけを見ても、どの部分が抵当権の目的となっているのか、特定できない。(そもそも、順位 4 番の登記をする際に、「2 番で登記したA持分」と「3 番で登記したA持分」を別々に登記できれば問題ないが、「相続による一部移転の登記はできない」という大前提があるため、それはできなかった。)

→仕方がないから、前の登記に遡って、抵当権の目的となっている部分を特定する。

以上の理由で、登記の目的を「所有権一部（順位 3 番から移転した持分）移転」と記載することになる。

(試験対策上は、「相続登記のうちのある一部分を移転する場合には遡って特定する」ということを覚えておけば、「○番で登記した持分」と「○番から移転した持分」の記載を間違えないと思います。)

不動産登記法(記述式ネタ集+)サンプルテキスト

⑨相続と遺贈

民法 964 条 (包括遺贈及び特定遺贈)

遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。ただし、遺留分に関する規定に違反することができない。

民法 985 条 (遺言の効力の発生時期)

I 遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。

民法 1012 条 (遺言執行者の権利義務)

I 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

Q56 相続人の全員 A・B・C・D に対し、「遺言者は、全財産を次の割合で遺贈する。A 2 分の 1 B 6 分の 1 C 6 分の 1 D 6 分の 1」との遺言に基づき所有権移転の登記を申請する場合は、その登記原因は、相続である。(4-16-2)

Q57 「遺言者は、A (相続人の一人) に甲不動産を遺贈する。」旨の遺言に基づき、所有権移転の登記を申請する場合は、その登記原因は、相続である。(4-16-3)

Q58 A には離婚をした配偶者 B と子 C 及び D が、D には子 E がいる。A が公正証書による遺言をして死亡した事例において、遺言の内容が「全財産の 3 分の 1 は C に相続させ、残りは B に贈与する。」であった場合には、C は、B への遺贈の登記がされたかどうかにかかわらず、相続を原因とする持分 3 分の 1 の登記申請をすることができる。(15-18-エ)

申請例

A56 正しい。相続人全員に対する包括遺贈の場合は、「相続」を原因とします。

A57 誤り。相続人全員に対する包括遺贈の場合以外では、「遺贈する」との文言の遺言ならば「遺贈」を原因とします。

A58 誤り。不動産登記法上、相続による所有権一部移転という登記手続はないため、この場合、遺贈の登記を先に申請すべきこととなります。

<申請例>

<1 件目>	
目的	所有権一部移転
原因	年月日遺贈
権利者	持分3分の2B
義務者	亡A相続人C 同D



<2 件目>	
目的	A持分全部移転
原因	年月日相続
相続人	(被相続人A) 持分3分の1C

不動産登記法(小玉塾・過去問集)サンプルテキスト

平成 22 年度本試験・解答手順表

1. 問題文の柱書を読む。

「平成 27 年 6 月 22 日」「同日」「登記の申請を行った」という文言にチェック。

(登記申請日をチェック。)

「調査の結果、(事実関係)記載の 3 の事実が判明した。」という文言にチェック。

(特徴のある文言なので、チェックしておく。)

「後記(1)及び(2)の間に答えなさい。」とあるので、まず「問い」を見る。

2. 問(1)を読む。

毎度書かれているわけではない、特徴的な文言をピックアップしておく。

ウの「別紙〇」のように、「〇〇の承諾書」のようにという文言にチェック。

(添付情報は、書き方の具体例にチェックしておき、これを真似て答案を書くようにする。)

「委任状を添付する場合において、委任者が何らかの法的地位に基づいて委任しているときは、その法的地位を明らかにして記載しなさい。」「()内に「なし」と記載しなさい」という文言にチェック。

エの「別紙 1」・「別紙 2」のどちらか又は両方を○で囲んで解答しなさい。」「第 1 欄については、既に記載してある。」という文言にチェック。

(特徴的な文言にチェックしておく。)

3. 問(2)を読む。

現時点では、内容が分からないので、ざっと目を通しておくだけにする。

4. 答案作成上の注意事項を読む。

1 の「別紙 3 から 6 までに提示されていない登記に必要な書類は、法律上すべて適式に作成され整っていて、法律上必要な手続も、すべて採られているものとする。」という文言にチェック。

2 の「登録免許税が免除され、又は軽減されている場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税欄に登録免許税額とともに記載しなさい。」という文言にチェック。

5. 別紙 1 の登記記録にざっと目を通す。

土地の場合、農地か宅地かチェックしておく。地積をチェックしておく。

6. 別紙2の登記記録にざっと目を通す。

土地の場合、農地か宅地かチェックしておく。地積をチェックしておく。

(別紙ごとに「地積が異なる」ということをチェックしておく、以後、地積を見るだけで不動産を特定することができる。)

7. 別紙3を読む。

「最後の住所」と「登記簿上の住所」、「別紙1の登記記録の香取仁の住所」とを見比べ、変更がないか一応確認する(→本問では、住所の変更なし。)

香取仁が平成27年5月1日に死亡したこと、相続人として香取太郎と香取敏行がいるが香取敏行は相続放棄をしていること、香取太郎は、香取仁の相続開始後に死亡していること(つまり、数次相続が発生していること)、香取太郎の相続人として香取博子と香取次郎がいること、を確認する。

香取次郎の出生年月日「平成18年5月28日」にチェックし、未成年者であることを確認する。

ポイント知識 問題文に平成生まれの者がいたら、未成年者である可能性が高い。この場合、「利益相反行為」の論点を疑うこと(解説P94参照)。

8. (事実関係)の1を読む。

「法定相続分のおりに相続することになった。」という文言にチェック。

9. 登記記録から「香取仁」を探す。

別紙1の不動産の共有者(甲区2番)だと分かる。

⇒別紙1に「香取仁持分全部移転 27. 5/1 香取太郎相続 27. 6/15 相続」をメモする。

⇒別紙1の登記記録の香取仁の氏名の横に「亡」をメモする。

(こうしておく、死者であることが一目瞭然となり、仮に、その後に相続人による登記が出題された場合に、書き忘れしにくい。→本問では結果的に解答に影響なし。)

⇒香取博子は、香取次郎の親権者として登記申請をするので、「親権を証する情報」もメモしておく(あとで書き忘れないため。)

10. 別紙4を読む。

「被相続人 亡 岩倉平太」、「平成26年2月1日死亡」、「被相続人 亡 岩倉平太の相続財産管理人として」、「佐野 明」にチェック。

11. (事実関係)の2を読む。

「特別縁故者からの相続財産の分与の請求の法定期限である平成27年5月28日までに、その請求はなかった。」という文言にチェック。

12. 登記記録から「岩倉平太」を探す。

別紙2の不動産の共有者（甲区1番）だと分かる。

⇒別紙2に「1番所有権登記名義人氏名変更 26. 2/1相続人不存在」をメモする。

⇒「別紙4（相続財産管理人の選任審判書）」もメモしておく（あとで書き忘れないため）。

⇒別紙2の登記記録の岩倉平太の氏名の横に「亡」をメモする。

⇒別紙2に「亡岩倉平太持分全部移転 27. 5/29 特別縁故者不存在確定」をメモする。

⇒「親権を証する情報」もメモしておく（あとで書き忘れないため）。

ポイント知識 特別縁故者不存在確定を登記原因とする持分移転の登記の登記原因日付は、「特別縁故者からの相続財産の分与の請求の法定期限」の「翌日」。

13. 別紙5を読む。

「抵当権者（甲） 株式会社青山銀行」，「債務者兼抵当権設定者（乙） 香取博子」，「抵当権設定者（丙） （省略）」にチェック。

※抵当権設定者について「(省略)」とされている理由は、ここに香取次郎を記載してしまうと、「香取博子が債務者で香取次郎が設定者」と明示してしまうことになり、利益相反行為であることがすぐに分かってしまうためです。

「抵当権（平成27年4月2日…受付第38653号登記済）」，「香取博子及び香取次郎が追加で取得した後記（2）の物件の持分に対して本件抵当権の変更をする」にチェック。

「既存抵当物件」の内容を見ると、別紙1及び別紙2の不動産についての香取博子と香取次郎のもともとの持分が記載されていることが分かる。

「追加抵当物件」の内容を見ると、別紙1及び別紙2の不動産についての香取博子と香取次郎が新たに取得した持分が記載されていることが分かる。

※「省略」とされている理由は、ここに持分を記載してしまうと解答第1欄及び第3欄の答えが分かってしまうためです。

ここを読むと、（手順7及び12において）香取博子と香取次郎が取得した持分について抵当権の効力を及ぼす変更の登記を申請することが分かる。

14. 登記記録から「抵当権(平成27年4月2日…受付第38653号登記済)」を探す。

別紙1及び2の不動産の1番抵当権だと分かる。

⇒別紙1又は別紙2のどちらかに「1番抵当権の効力を所有権全部に及ぼす変更 27. 4/2 金銭消費貸借 27. 6/22 設定」をメモする。

⇒別紙1又は別紙2のどちらかメモをしなかったほうに「別〇と同じ」をメモする（問題文メモ・記載例参照）。

（登記の目的が同じで、同一債権を担保するための抵当権の登記なので、一括申請することができます。両方にメモをすると時間がかかるので、以上のように、一方にだけメモしておくようにしましょう。）

⇒「別紙 6（代表者事項証明書）」、「特別代理人の選任審判書」、「登録免許税が金 3000 円」もメモしておく（あとで書き忘れないため。）。

15. 別紙 6 を読む。

特別な記載がないので、ざっと読み飛ばす（解答として「資格証明情報」として提供する書面です。）。

16. (事実関係)の 3 を読む。

「別紙 1 の土地に係る不動産の課税標準の額は 900 万円、別紙 2 の土地に係る不動産の課税標準の額は 600 万円」という記載があるので、別紙 1、別紙 2 に課税標準金額をメモしておく。

17. 問(1)を再度読む。

別紙 1、2 のメモ書きと照らし合わせながら読み、解答欄のどの欄に、どの順番で、どの申請書を書くのか特定する。

18. 登記申請の順序を確定する。

⇒別紙 1 及び別紙 2 のメモ書きに「1 件目」、「2 件目」というようにメモを書き加える（問題文メモ・記載例参照）。

19. 解答第 1 欄から第 4 欄までを埋める。

これまで登記記録にメモ書きしたものを書き写し、解答欄の「登記の目的」「登記原因及びその日付」「申請人の氏名又は名称」（「親権を証する情報」「登録免許税 3000 円」など、メモ書きに書き加えた特殊な添付情報等については、この時点で添付情報欄等に書き写しておく。）欄を埋める。

問（1）でチェックしておいたもののうち、添付情報の記載方法についての注意事項（本問では、「イ、ウ」）について、再度目を通し、これに従って解答欄の「添付情報」欄を埋める。

具体的には、ウの「別紙〇」のように、「〇〇の承諾書」のように」という文言、「委任状を添付する場合において、委任者が何らかの法的地位に基づいて委任しているときは、その法的地位を明らかにして記載しなさい。」「（ ）内に「なし」と記載しなさい」という文言を真似て答案を作成する。

問（1）でチェックしておいたもののうち、「不動産の特定」についての記載（本問では、「エ」）について、再度目を通し、これに従って解答欄の「不動産の特定」欄を埋める。

別紙 1 及び 2 にメモ書きしておいた課税標準金額を見ながら、登録免許税の計算をし

て、解答欄の「登録免許税」欄を埋める。

20. 問(2)を再度読む。

「当該土地の香取仁、香取博子及び香取次郎への売買は、当時意思能力はあった秋山晋介自身が、補助人の関与なしに単独で行い、その所有権の移転の登記手続も、秋山晋介自身が単独で司法書士に依頼した」、「香取博子及び香取次郎は、Xに別紙 1 の土地の所有権を対抗することができるか。その可否及びその理由を第 36 問答案用紙の第 5 欄に記載しなさい。」にチェック。

21. 解答第 5 欄を埋める。

内容については、解説 P 97 参照。

以上

[MEMO]

平成 22 年度本試験問題文メモ・記載例①

別紙 1

(登記記録の記録)

900 万

表題部 所在地 新宿区東新橋二丁目
地番 123 番 1
地目 宅地
地積 500.55 m²

権利部

甲区 1 番 所有権移転

平成 15 年 2 月 15 日 第 25555 号

原因 平成 15 年 2 月 15 日 売買

所有者 東京都新宿区千人町 888 番地 72 秋山晋介

甲区 2 番 所有権移転

平成 27 年 4 月 2 日 第 38652 号

原因 平成 27 年 4 月 2 日 売買

共有者 茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

持分 3 分の 1 **亡** 香取仁

茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

3 分の 1 香取博子

茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

3 分の 1 香取次郎

乙区 1 番 香取博子，香取次郎持分抵当権設定

平成 27 年 4 月 2 日 第 38653 号

原因 平成 27 年 4 月 2 日 金銭消費

債権額 金 1,500 万円

利息 年 5% (年 365 日日割計算)

損害金 年 14.5% (年 365 日日割計算)

債務者 茨城県つくば市大町五丁目 44 番

抵当権者 名古屋市中区光栄三丁目 5 番 8 号

株式会社青山銀行

共同担保 目録 (む) 第 2767

1

仁持全移
27. 5/1 太郎相 27.
6/15 相
相 (仁)
持 6 分の 1 香博
6 分の 1 香次
親

4

1 抵の効力を所全に
及ぼす変更 (付記)
27. 4/2 金消 27.
6/22 設
1/ △青山銀行
△ 香博 香次
別 6. 選 3000 円

平成 22 年度本試験問題文メモ・記載例②

別紙 2

(登記記録の記録)

600万

表題部 所 在 新宿区東新橋二丁目
 地 番 123 番 2
 地 目 宅地
 地 積 **333.55 m²**

権利部

甲区 1 番 所有権移転

平成 24 年 9 月 14 日 第 79856 号

原 因 平成 24 年 9 月 14 日 売買

共 有 者 茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

持分 4 分の 2 香取博子

茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

4 分の 1 香取次郎

千葉県成田市千倉町二丁目 5 番 8 号

4 分の 1 **亡** 岩倉平太

乙区 1 番 香取博子，香取次郎持分抵当権設定

平成 27 年 4 月 2 日 第 38653 号

原 因 平成 27 年 4 月 2 日 金銭消費貸借同日設定

債 権 額 金 1,500 万円

利 息 年 5% (年 365 日日割計算)

損 害 金 年 14.5% (年 365 日日割計算)

債 務 者 茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

抵 当 権 者 名古屋市中区光栄三丁目 5 番 8 号

株式会社青山銀行

共同担保 目録 (む) 第 2767 号

2
 1 所氏変更
 26. 2/1 相不存在
 申 亡岩平相財管
 佐野明
 別4

3
 亡岩平相財持全移
 27. 5/29 特縁不確
 リ 12 分の 2 香博
 12 分の 1 香次
 △ 亡岩平相財
 別4. 親

別 1 と 同 じ

商業登記法(これで納得集)サンプルテキスト

役員等の任期

会社法 332 条（取締役の任期）

- I 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- III 監査等委員会設置会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）についての第 1 項の規定の適用については、同項中「2 年」とあるのは、「1 年」とする。
- IV 指名委員会等設置会社の取締役についての第 1 項の規定の適用については、同項中「2 年」とあるのは、「1 年」とする。

会社法 334 条（会計参与の任期）

- I 第 332 条（第 4 項及び第 5 項を除く。次項において同じ。）の規定は、会計参与の任期について準用する。

会社法 336 条（監査役の任期）

- I 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会社法 338 条（会計監査人の任期）

- I 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- II 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

役員等の任期には、4 つのバリエーションがあります。

ここでの注意点は、「取締役と会計参与の任期は 2 年、監査役は 4 年、会計監査人は 1 年」と単純に覚えてしまっただけではいけないということです。

ちゃんと条文を見てみると、例えば取締役の任期の条文では、「選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」とありますね。

この意味は、例えば、平成 25 年 6 月 28 日に就任している取締役の任期は、選任時である平成 25 年 6 月 28 日の 2 年後である平成 27 年 6 月 28 日以内に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までということ

す。

平成 27 年 6 月 28 日以内に終了する事業年度とは、（事業年度が 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までの会社なら）平成 27 年 3 月 31 日までの事業年度です。

だから、もし平成 27 年 6 月 10 日に平成 27 年 3 月 31 日までの事業年度に係る定時株主総会が開かれたなら、その終結時までが取締役の任期ということになります。

次に、この「2 年、4 年、1 年」のパターンの覚え方です。

まず、取締役 2 年という数字は、単純に覚えて下さい。

まずはここがスタート地点。

次に、会計参与の任期が取締役の任期と同じだということも押さえて下さい。

監査役は 4 年ですね。

これは、監査役が取締役や会計参与の職務の執行を監査する立場にあるから、その地位の強化を図るために、取締役の 2 倍の 4 年ということになっています。

会計監査人は 1 年です。

会計監査人については、338 条 2 項の条文を見てもらえれば分かると思いますが、定時株主総会で別段の決議（不再任の決議）がされなかったときは再任されるとする、いわゆる自動再任制が採用されています。だから、そこで地位の強化が図られている。その代わりに 1 年にしていると覚えて下さい。

事業年度の変更（事業年度の伸張）

昭和 35 年先例

株式会社が事業年度を変更した場合において、在任する取締役の任期の基準となる「選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの」の時期が繰り上がることとなったときは、その任期も短縮される（昭 35. 8. 16 民 4. 146）。

事業年度の変更の決議がなされると、役員等（取締役、会計参与、監査役、会計監査人）の任期に影響します。

例えば、会社の定款で「当会社の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。」と定められているとします。

この場合に、平成 25 年 6 月 27 日取締役 A が選任されて就任したときは、A の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時である平成 27 年（通常は、6 月頃）に開催されるべき定時株主総会の終結時に満了します。

でも、その後の平成 26 年 8 月 20 日の臨時株主総会での定款の変更により「当会社の事業年度は、10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までである。」とされ、定款附則において、「平成 26 年度の事業年度は、4 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。」とされたとします。

そうすると、この附則によって、平成 25 年 6 月 27 日取締役に選任されて就任した A の選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会は、平成 26 年 6 月頃に開催された定時株主総会ということになります。

つまり、取締役 A の任期は、当初の予定より短いものとなります。

なぜなら、平成 26 年の事業年度が伸長されたことによって、平成 27 年（通常は、12 月頃）に開催されるべき定時株主総会は、A にとって「選任後 2 年以内」のものではなくなってしまいうからです。

以上からすると、A の任期は、平成 26 年 6 月頃に開催された定時株主総会の終結時に満了します。

そうすると、事業年度の変更の決議をした平成 26 年 8 月 20 日の臨時株主総会の時点では A の任期は、すでに満了していることとなります。

もっとも、在任している取締役がさかのぼって過去に退任していたとするのは、妥当ではないとされています。

だから、この場合、取締役 A は、定款変更時である平成 26 年 8 月 20 日に退任することになります。

[MEMO]

事業年度の変更（事業年度の伸長）

<事業年度伸長（問題1）>

役員に関する事項	取締役 A	平成 27 年 3 月 28 日重任 平成 27 年 4 月 1 日登記
	取締役 B	平成 27 年 10 月 28 日就任 平成 27 年 11 月 1 日登記
	取締役 C	平成 28 年 3 月 28 日就任 平成 28 年 4 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 27 年 3 月 28 日重任 平成 27 年 4 月 1 日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	

（登記記録に株式の譲渡制限に関する規定はない。）

（役員は、選任日に就任している。定時株主総会は、毎年 3 月 28 日に開催されている。）

以上の登記記録のある会社について、以下の決議がされたとする。

平成 28 年 3 月 28 日開催の定時株主総会における議事の概要 (中略)	
第 2 号議案 定款一部変更の件 次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、可決承認された。	
現行	変更案
(事業年度) 第〇条 当会社の事業年度は、毎年 <u>1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで</u> の年 1 期とする。	(事業年度) 第〇条 当会社の事業年度は、毎 年 <u>4 月 1 日から翌年 3 月 31 日ま</u> <u>で</u> とする。
【新設】	<u>附則</u> <u>第〇条(事業年度)の規定にかか</u> <u>わらず、平成 28 年 1 月 1 日から</u> <u>始まる事業年度は、平成 29 年 3</u> <u>月 31 日までとする。</u>

（事業年度変更後の定時株主総会は、毎年 6 月 28 日に開催されるものとする。）

この場合における、取締役 A, B, C の任期満了となる定時株主総会はいつのものか？

[MEMO]

<事業年度伸長（問題1）解答>

⇒A…平成28年3月28日の定時株主総会

※（Aの選任後2年以内である）平成29年3月28日以内に終了する最終の事業年度は、「平成27年1月1日から平成27年12月31日までの事業年度」。

そして、それに関する定時株主総会は、「平成28年3月28日の定時株主総会」。

B…平成29年6月28日の定時株主総会

※（Bの選任後2年以内である）平成29年10月28日以内に終了する最終の事業年度は、「平成28年1月1日から平成29年3月31日までの事業年度」。

そして、それに関する定時株主総会は、「平成29年6月28日の定時株主総会」。

C…平成29年6月28日の定時株主総会

※（Cの選任後2年以内である）平成30年3月28日以内に終了する最終の事業年度は、「平成28年1月1日から平成29年3月31日までの事業年度」。

そして、それに関する定時株主総会は、「平成29年6月28日の定時株主総会」。

<参考>

28. 3/28の変更前の事業年度の進み具合

・ 27. 1/1～27. 12/31

28. 3/28の変更後の事業年度の進み具合

・ 28. 1/1～29. 3/31（附則）

・ 29. 4/1～30. 3/31

平成28年6月30日に登記を申請した場合には、退任年月日は以下のようになる。

（※登記懈怠及び取締役の権利義務については考慮しないこととします。）

A…平成28年3月28日退任

B…退任しない。

C…退任しない。

[MEMO]

事業年度の変更（事業年度の短縮）

例えば、会社の定款で「当会社の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までである。」と定められているとします。

この場合に、平成25年6月27日取締役Aが選任されて就任したときは、Aの任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時である平成27年（通常は、6月頃）に開催されるべき定時株主総会の終結時に満了します。

でも、その後の平成26年8月20日の臨時株主総会での定款の変更により「当会社の事業年度は、10月1日から翌年9月30日までである。」とされ、定款附則において、「平成26年度4月1日から始まる事業年度は、4月1日から9月30日までの6か月間とする。」とされたとします。

そうすると、この附則によって、平成25年6月27日取締役に選任されて就任したAの選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会は、平成26年12月頃に開催された定時株主総会ということになります。

つまり、（事業年度伸張の場合と同じく、）取締役Aの任期は、当初の予定（平成27年6月頃の定時株主総会の終結時）より短いものとなります。

なぜなら、平成26年4月1日から始まる事業年度が短縮されたことによって、平成26年（通常は、12月頃）に開催されるべき定時株主総会が、Aにとって「選任後2年以内」のものになるからです。

事業年度の変更がされたことによって、（次の事業年度についての定時株主総会は、平成27年6月頃には定時株主総会が開催されず、）次の事業年度についての定時株主総会は、平成27年12月頃に開催されることとなります。

平成25年6月27日に選任されたAの「選任後2年以内」ということは、平成27年6月27日以内ということになりますので、平成27年12月に定時株主総会が開催されるべき事業年度（平成27年9月30日終了）は、もう選任後2年以内とはいえません。

ですから、その1個前の定時株主総会である平成26年12月開催されたものがAにとって選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会ということになります。

以上からすると、Aの任期は、平成26年12月頃に開催された定時株主総会の終結時に満了します。

[MEMO]

事業年度の変更（事業年度の短縮）

<事業年度短縮（問題2）>

役員に関する事項	取締役 A	平成 26 年 3 月 28 日重任 平成 26 年 4 月 1 日登記
	取締役 B	平成 26 年 6 月 28 日就任 平成 26 年 7 月 1 日登記
	取締役 C	平成 27 年 11 月 28 日就任 平成 27 年 12 月 1 日登記
	東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 26 年 3 月 28 日重任 平成 26 年 4 月 1 日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	

（登記記録に株式の譲渡制限に関する規定はない。）

（役員は、選任日に就任している。定時株主総会は、毎年 3 月 28 日に開催されている。）

以上の登記記録のある会社について、以下の決議がされたとする。

平成 28 年 3 月 28 日開催の定時株主総会における議事の概要

（中略）

第 2 号議案 定款一部変更の件

次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、可決承認された。

現行	変更案
（事業年度） 第〇条 当社の事業年度は、毎年 <u>1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで</u> の年 1 期とする。	（事業年度） 第〇条 当社の事業年度は、毎 年 <u>10 月 1 日から翌年 9 月 30 日</u> までとする。
【新設】	<u>附則</u> <u>第〇条(事業年度)の規定にかか</u> <u>わらず、平成 28 年 1 月 1 日から</u> <u>始まる事業年度は、平成 28 年 9</u> <u>月 30 日までの 9 か月間とする。</u>

（事業年度変更後の定時株主総会は、毎年 12 月 28 日に開催されるものとする。）

この場合における、取締役 A、B、C の任期満了となる定時株主総会はいつのものか？

[MEMO]

<事業年度短縮（問題2）解答>

⇒A…平成28年3月28日の定時株主総会

※（Aの選任後2年以内である）平成28年3月28日以内に終了する最終の事業年度は、「平成27年1月1日から平成27年12月31日までの事業年度」。

そして、それに関する定時株主総会は、「平成28年3月28日の定時株主総会」。

B…平成28年3月28日の定時株主総会

※（Bの選任後2年以内である）平成28年6月28日以内に終了する最終の事業年度は、「平成27年1月1日から平成27年12月31日までの事業年度」。

そして、それに関する定時株主総会は、「平成28年3月28日の定時株主総会」。

C…平成29年12月28日の定時株主総会

※（Cの選任後2年以内である）平成29年11月28日以内に終了する最終の事業年度は、「平成28年10月1日から平成29年9月30日までの事業年度」。

そして、それに関する定時株主総会は、「平成29年12月28日の定時株主総会」。

<参考>

28. 3/28の変更前の事業年度の進み具合

・ 27. 1/1～27. 12/31

28. 3/28の変更後の事業年度の進み具合

・ 28. 1/1～28. 9/30（附則）

・ 28. 10/1～29. 9/30

平成28年6月30日に登記を申請した場合には、退任年月日は以下のようになる。

（※登記懈怠及び取締役の権利義務については考慮しないこととします。）

A…平成28年3月28日退任。

B…平成28年3月28日退任。

C…退任しない。

[MEMO]